

## 国立大学法人山形大学の経営人材育成方針

令和3年11月25日

学長裁定

国立大学法人山形大学は、「次世代形成」、「多文化共生」、「地域創生」の3つの使命と、「学生教育を中心とする大学創り」、「豊かな人間性と高い専門性の育成」、「『知』の創造」、「地域創生および国際社会との連携」、「不断の自己改革」の5つの理念の下での法人経営を実現するため、以下の方針に基づき、将来の法人経営を担う人材（以下、「経営人材」という。）を戦略的かつ計画的に育成する。

### 1 学長補佐制度の導入と活用

各部局から推薦された教員を「学長補佐」（任期1年）として任命し、予め策定した年度計画の下で、学長・理事等から諮問された特定事項に対し答申を行い、また、主要会議等への陪席や各部局所掌事項の講義を受講することなどを通して、大学運営の実態に触れさせることを目的とする学長補佐制度を導入し、経営人材に必要な素養を涵養する。合わせて、学内における人的ネットワーク構築の機会とする。

### 2 法人経営へ参画する機会の導入と活用

教職員を学長や理事等の職務遂行を補佐する特別補佐として任命し、業務に参画させることを通じて、俯瞰力・企画力・マネジメント力など、法人経営に必要な能力を開発する。

各部局においても、部局長を補佐する業務に教職員を参画させることを通じて、次期経営人材の育成と発掘に努める。

### 3 学内外における研修や指導・助言機会の活用

学内外における経営人材育成を目的とする研修や履修プログラムの受講機会を活用するとともに、法人経営に必要な知識や経験を有する学外専門家による指導・助言の機会を設け、法人経営に必要な能力を開発する。

### 4 経営人材育成状況の確認および対応

経営人材の育成を戦略的かつ計画的に実施するため、学長、学長が指名する理事および事務部長等は連携して、定期的に経営人材の育成状況を確認するとともに、必要な対応を行う。